

経済産業省

官 印 省 略
20160310資第7号
平成28年3月10日

電力取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う
定期的な評価について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第23条第1項の規定による供給
約款等の変更の認可の申請命令に係る電気事業法に基づく経済産業大臣の処分
に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）第2（20）④に基づ
く原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的
な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

（対象事業者）

- | | |
|-----------|--------------------|
| ・北陸電力株式会社 | 法人番号 7230001003022 |
| ・東京電力株式会社 | 法人番号 1010001008825 |
| ・中国電力株式会社 | 法人番号 4240001006753 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |